官

218

〇厚生労働省令第十七号

一部を改正する省令を次のように定める。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十四条第三項、第五十一条の二十三第一項及び第二項並びに第八十四条第二項並びに社会福祉法施行 (昭和三十三年政令第百八十五号)第一条第三号の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の **令和六年一月二十五日** 厚生労働大臣

(社会福祉法施行規則の一部改正) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、 設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

条 社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次の表のように改正する。

後 改 Œ.

(令第一条第三号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業)

改

正

第一条 に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業は、次の各号に掲げるものとする。 社会福祉法施行令 (昭和三十三年政令第百八十五号。以下「令」という。)第一条第1 三号

号に規定する就労継続支援A型に係る障害福祉サービス事業 に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六条の十第一項第一 二号)第五条第十三項に規定する就労移行支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生 にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて実施されるもの 活介護、同条第十二項に規定する自立訓練又は同条第十四項に規定する就労継続支援(前号 に第八十九条第四項の離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的 ビス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号)第三十七条 つて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サー に掲げるものを除く。) (以下「生活介護等」と総称する。) に係る障害福祉サービス事業であ (同令第五十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。) 及び第五十七条第一項並び

(令第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業)

前

(傍線部分は改正部分)

武見

敬三

第 に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業は、次の各号に掲げるものとする。 **条** 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第百八十五号。 以下「令」という。)第一条第 号

労働省令第十九号) サービス事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生 第六条の十第一項第一号に規定する就労継続支援A型に係る障害福祉

条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。)及び第五十七条第一項並びに第び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号)第三十七条(同令第五十五 常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及 利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて実施されるもの 八十九条第二項の離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、 く。) (以下「生活介護等」と総称する。) に係る障害福祉サービス事業であつて、障害者の日 に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援(前号に掲げるものを除 三号)第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練: 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百一 、同条第十三項年法律第百二十

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、 設備及び運営に関する基準の一部改正)

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、 に改正する。 設備及び運営に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第百七十二号) の一部を次の表のよう

(傍線部分は改正部分)

改

正

後

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二 十三号。以下「法」という。)第四十四条第三項の主務省令で定める基準は、 基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 次の各号に掲げる

第六項、 が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条、第五条、第五条の二第二項、 にあっては、 定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。) 方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下[指法第四十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県(地 第二十七条第三項及び第四十条第一項の規定による基準 指定都市又は中核市。 以下この条、第二十九条及び第三十三条において同じ。) 第二十六条

改

正

前

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百 十三号。以下「法」という。)第四十四条第三項の主務省令で定める基準は、 基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 次の各号に掲げる

例を定めるに当たって従うべき基準 第四条、第五条、第五条の二第二項、 項 法第四十四条第一項の規定により、 第二十七条第三項及び第四十条第一項の規定による基準 同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条 第二十六条第六

例を定めるに当たって従うべき基準 第二十六条第七項、 による基準 五条第二項、 法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条 第四十六条、 第二十七条第四項、第二十九条、第三十八条、第四十二条の二、第四十 第四十八条、第四十九条、第五十四条及び第五十四条の二の規定 第七条、第九条、第二十四条の二、第二十四条の三、

略)

(指定障害者支援施設等の一般原則

第三条 略)

2 • 略)

4 | う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければ 者の地域生活への移行に関する意向を把握し、 十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行 指定障害者支援施設等は、 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、 当該意向を定期的に確認するとともに、 法第七 利用

5 | りつつ、必要な援助を行わなければならない。 サービス等の利用状況等を把握するとともに、 に関する意向を定期的に確認し、 配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉 一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に

(従業者の員数)

官

第四条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

生活介護を行う場合

生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士、

(2)

業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、

(イ) (ロ) 介護の単位ごとに、常勤換算方法で、 (略) (7)及び(1)に掲げる数を合計した数以上とする。

略)

 (\equiv) に必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、 理学療法士、

略)

(略) 略)

(3)

該訓練を行うために必要な数とする。 作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むの 生活介護の単位ごとに、当

(3)

三 法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条 項、第二十九条、第三十八条、第四十二条の二、第四十五条第二項、第四十八条、第四十九例を定めるに当たって従うべき基準(第七条、第九条、第二十六条第七項、第二十七条第四 第五十四条及び第五十四条の二の規定による基準

四 (略)

(指定障害者支援施設等の一般原則)

第三条 略)

2 • (新設) 略)

(新設)

(従業者の員数)

指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

生活介護を行う場合

生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(2)

作

作業療法士及び生活支援員 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は

とに、常勤換算方法で、分及び回に掲げる数を合計した数以上とする 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ご

(イ) ・ (ロ) の減退を防止するための訓練を行う場合は、 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能 略) 生活介護の単位ごとに、当該訓練を行う

略)

(略)

ために必要な数とする。

略)

 \Box

- らの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力 を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 イ2)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これ
- 規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。)第六条の六第一号に規定す る自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)を行う場合 自立訓練 (機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
- 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員
- 換算方法で、 看護職員、 理学療法士、 利用者の数を六で除した数以上とする。 作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、 常勤
- 略)

 (\equiv)

理学療法士、 作業療法士又は言語聴覚士の数は、一以上とする。

(2) 略)

を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 らの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力 イ⑴の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これ

ニ~へ (略)

三~六 (略)

2 • (略)

官

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

2 指定障害者支援 利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、

3 | 4 |

木曜日

(施設障害福祉サービス計画の作成等

第二十三条

向確認担当者」という。)が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるもの 望する生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己 利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希 ビス管理責任者は、第二十四条の三第一項の地域移行等意向確認担当者(以下「地域移行等意 ように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サー 決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができる サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、

令和 6 年 1 月 25 日

3 | 把握しなければならない。 切に意思決定の支援を行うため、 アセスメントに当たっては、 め、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適

4 | 5 |

略)

て、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護 イ2)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代え

師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

- 規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。)第六条の六第一号に規定す る自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)を行う場合 自立訓練 (機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
- (1)自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
- 利用者の数を六で除した数以上とする。 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、 常勤換算方法で、
- (三)

理学療法士又は作業療法士の数は、一以上とする。

(2) 略)

略)

ハ イ⑴の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代え 師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 て、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護

ニ~へ (略)

三~六 (略)

2 • (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第二十二条 (略)

(新設)

2 | 3 |

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第二十三条 (略)

利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希 生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。 望する生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により

(新設)

3 |

略

- 6 | について意見を求めるものとする。 者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等(地域移行等意向確認担当者を含 る意向等を改めて確認するとともに、 置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し む。)を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用 前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容 当該利用者の生活に対す
- 利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 サービス管理責任者は、第五項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について

6 |

7 |

定する指定計画相談支援をいう。)を行う者に交付しなければならない ビス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サー

9 |

て準用する。 第二項から第八項までの規定は、 第九項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更につい

(サービス管理責任者の責務)

第二十四条

2 | 支援が行われるよう努めなければならない。 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上 利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の

(地域との連携等)

官

- 第二十四条の二 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、 民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならな 地域住
- 2 | を設けなければならない。 進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、 の条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推 より構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) (以下こ 地域住民の代表者、 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族: 施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等に 必要な要望、 、助言等を聴く機会
- 3 | ならない。 回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければ 指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に
- 4 | 当該記録を公表しなければならない。 指定障害者支援施設等は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、
- 5 | 合には、 部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事 (指定都市及び中核市にあっては、 前三項の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外 適用しない。 指定都市又は中核市の市長)が定めるものを講じている場

る。)を開催し、 他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとす 障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、 ものとする。 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議 前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求める (利用者に対する施設 テレビ電話装置その

5 |

- 利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 サービス管理責任者は、 第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について
- ビス計画を利用者に交付しなければならない。 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サー

10|8| 9 | (略

て準用する。 第二項から第七項までの規定は、 第八項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更につい

(サービス管理責任者の責務)

第二十四条

(新設)

(新設)

官

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

(新設)

第二十四条の三 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利第二十四条の三 指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認知当者を選任しな地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しな地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しない。

- 支援を行うよう努めなければならない。 ち援を行うよう努めなければならない。 地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた地域移行等意向確認時に当たっては、法第七十七条第三項各 1 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各

(協力医療機関等)

第四十六条 (略)

2 (略)

- ればならない。
 4 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなけ当該第二種協定指定医療機関である場合においては、

(苦情解決)

2·3 (略)

4 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十一条第二項の4 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事(指定都市にあっては、指定都市の市長)が行う報告若しくは施設障害福祉サービスに関し、法第十一条第二項の必要な改善を行わなければならない。

5~7 (略)

第五十三条 削除

(協力医療機関等)

第四十六条

2 (略)

(新設)

(新設)

(苦情解決)

2·3 (略) 第五十二条 (略)

の他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家規定により都道府県知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類そは「指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十一条第二項の

族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又

は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 1 - 7 (略)

(地域との連携等)

等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 第五十三条 指定障害者支援施設等は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動

官

(略)

(略)

第三条 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号)

の一部を次の表のように改正する。

改 正 後 改 正 前 (傍線部分は改正部分)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百一 十三号。以下「法」という。)第八十四条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる 基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

四 · 五 (略)

条から第四十条まで、

第四十三条及び第四十三条の二の規定による基準

例を定めるに当たって従うべき基準

第十九条の二、第十九条の三、第二十一条第七項、第 同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条

第三十五条の二、第三十七条第二項、

第三十八

一十二条第四項、第二十四条、第三十三条、

法第八十四条第一項の規定により、

(障害者支援施設の一般原則

第三条 略)

2 •

略)

4 | 連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならな 第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と 域生活への移行に関する意向を把握し、 障害者支援施設は、 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、 当該意向を定期的に確認するとともに、 法第七十七条 利用者の地

5 | らない。 相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、 者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し するとともに、 第二十九条第一 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等 | 項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)の利用状況等を把握 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、 必要な援助を行わなければな 利用者の当該障害 法

(構造設備)

第四条

3 は準耐火建築物とすることを要しない の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又 る者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設 核市の市長。第十九条の二において同じ。)が、火災予防、 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中 (略) 消火活動等に関し専門的知識を有す

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百 十三号。以下「法」という。)第八十四条第二項の主務省令で定める基準は、 基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 次の各号に掲げる

三 法第八十四条第一項の規定により、 第四十三条の二の規定による基準 例を定めるに当たって従うべき基準 第三十三条、第三十五条の二、第三十七条第二項、第三十九条、第四十条、 第二十一条第七項、第二十二条第四項、 同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条 第四十三条及び 第二十四条、

四 · 五

(障害者支援施設の一般原則)

第三条 略)

2 • 略

(新設)

(新設)

(構造設備)

(略)

第四条

(略)

3 利用者の安全性が確保されていると認めたときは、 号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物であって、火災に係る 核市の市長) 前項の規定にかかわらず、 が、火災予防、 都道府県知事 消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、 (指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中 耐火建築物又は準耐火建築物とすることを 次の各

令和 6 年 1 月 25 日 木曜日

(職員の配置の基準)

第十一条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

生活介護を行う場合 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士、

業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

介護の単位ごとに、常勤換算方法で、⑴及び心に掲げる数を合計した数以上とする。

看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活

(イ) ・ (ロ) 略)

(号外第 18号)

略)

該訓練を行うために必要な数とする。 に必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むの

(略)

(3) (略) (略)

自立訓練(機能訓練)を行う場合 らの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力 を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 イ2)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これ

(1) 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤

理学療法士 作業療法士又は言語聴覚士の数は、一以上とする。 換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

 (\equiv) 略)

(2) 略)

を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 らの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力 イ⑴の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これ

二 ~ ~ (略)

四~七 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針

第十七条 (略)

略)

3 | 4 | 2 **者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。** 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、

(職員の配置の基準)

第十一条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

二 生活介護を行う場合

生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする

作

(2)

作業療法士及び生活支援員 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は

とに、常勤換算方法で、分及び回に掲げる数を合計した数以上とする。

(イ) ・ (ロ)

略)

の減退を防止するための訓練を行う場合は、 ために必要な数とする。 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能 生活介護の単位ごとに、当該訓練を行う

略)

(3) 略)

略)

ハ イ②の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代え 師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 て、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護 (略)

ニ・ホ

三 自立訓練(機能訓練)を行う場合

自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(1)

利用者の数を六で除した数以上とする。 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、

(三) (二) 理学療法士又は作業療法士の数は、一以上とする。

(2) 略)

ハ イ⑴の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代え 師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 て、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護

ニ~へ (略)

四 ~ 七

(略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第十七条

(新設)

、 利 用

2 | 3 | 略

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

略)

2 利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希 認担当者」という。)が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとす うに支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービ 定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよ 望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決 ス管理責任者は、第十九条の三第一項の地域移行等意向確認担当者(以下「地域移行等意向確 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により

3 | 把握しなければならない。 切に意思決定の支援を行うため、 アセスメントに当たっては、 利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、 当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に 適

4 | 5 |

者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等(地域移行等意向確認担当者を含 について意見を求めるものとする。 る意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容 置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の生活に対す む。)を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用

7 | 利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 サービス管理責任者は、第五項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について

6 |

8 | 定する指定計画相談支援をいう。)を行う者に交付しなければならない サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サー

9 10

木曜日

て準用する。 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更につい

(サービス管理責任者の責務)

令和 6 年 1 月 25 日

援が行われるよう努めなければならない。 で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上

第十九条の二 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、 の自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 地域住民又はそ

2 | 構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) (以下この条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、 施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生 利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希 活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、

(新設)

3 | 4 |

5 |

る。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求める 他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとす 障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その ものとする。 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設

7.サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サー 利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 サービス管理責任者は、 ,第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について

10| 8| 第 9| (略)

ビス計画を利用者に交付しなければならない。

て準用する。 第二項から第七項までの規定は、 第八項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更につい

(サービス管理責任者の責務)

第十九条

(新設)

(新設)

木曜日

第三十八条 3 2 | 4 | 3 | 第十九条の三 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、 律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において 支援を行うよう努めなければならない 地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた 号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、 係る会議に報告しなければならない。 報告するとともに、当該内容を第十八条第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に スメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に 等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。 下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認 障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以 記録を公表しなければならない。 けなければならない。 議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設 等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項 定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ 該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該 ものを講じている場合には、適用しない。 において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね一年に一回以上、 において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定める (協力医療機関等) 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセ 障害者支援施設は、 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法 (地域移行等意向確認担当者の選任等) 前三項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者 略) 地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。 第二項の報告、 要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該 地域連携推進会 利用者の当

らない。

一種協定指定医療機関との間で、

障害者支援施設は、

協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第

新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければな

令和 6 年 1 月 25 日

第四十二条

(新設)

(地域との連携等)

第四十二条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、 連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 地域住民又はその自発的な活動等との

(協力医療機関等)

2

(新設)

「第二種協

第三十八条

第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号)の一部を次の表のように改 正する。 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)

(傍線部分は改正部分)

第十九条 指定地域移行支援の方針は、第二条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げる ところによるものとする。 (指定地域移行支援の具体的取扱方針 改 正 後

とができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するものとする。

指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むこ

(地域移行支援計画の作成等)

第二十条

じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この条及び第四十二条において「アセスメン 用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通 適切な支援内容の検討をしなければならない。 用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上での ト」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により 利

3 | に判断能力等について丁寧に把握しなければならない に困難を抱える場合には、 指定地域移行支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定すること 適切に意思決定の支援を行うため、 当該利用者の意思及び選好並び

4 | 5 |

木曜日

るものとする。第三十二条第三項において同じ。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等 当該利用者に係る障害者支援施設等、 を改めて確認するとともに、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めなければなら 及び第三十六条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができ 等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(第三十条第三項第一号 指定地域移行支援従事者は、計画作成会議(地域移行支援計画の作成に当たり、利用者及び 精神科病院、救護施設等又は刑事施設等における担当者

7 | 略)

令和 6 年 1 月 25 日

8 | 計画相談支援をいう。)を行う者に交付しなければならない。 利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を

10| 9| 第二項から第八項までの規定は、前項に規定する地域移行支援計画の変更について準用する。

(指定地域移行支援の具体的取扱方針)

正

前

第十九条 指定地域移行支援の方針は、第二条に規定する基本方針に基づき、 ところによるものとする。 次の各号に掲げる

(新設)

四 略)

(地域移行支援計画の作成等)

第二十条 (略)

るように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この条及び第四十二条において「アセスメン 用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通 ト」という。)を行い、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができ 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、

(新設)

5 | 3 | · 4|

を求めなければならない。 る。第三十二条第三項において同じ。)を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見 六条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとす に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等における担当者等を招集し て行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(第三十条第三項第一号及び第三十 指定地域移行支援従事者は、計画作成会議(地域移行支援計画の作成に当たり、当該利用者

7 | 6 | 利用者に交付しなければならない 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画を作成した際には、 当該地域移行支援計画を

8 略

9 | 第二項から第七項までの規定は、前項に規定する地域移行支援計画の変更について準用する。

附

則

官 令和 6 年 1 月 25 日 木曜日 第 3

条 この省令は、

令和六年四月一日から施行する。

、指定地域定着支援の具体的取扱方針

第四十一条 指定地域定着支援の方針は、 掲げるところによるものとする。 <u>\{</u> 第三十九条に規定する基本方針に基づき、次の各号に

四 とができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するものとする。 指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むこ

(地域定着支援台帳の作成等)

2 重及び意思決定の支援に配慮しつつ、適切な方法によりアセスメントを行わなければならない。 指定地域定着支援従事者は、 地域定着支援台帳の作成に当たっては、 利用者の自己決定の尊

4 | 3 に判断能力等について丁寧に把握しなければならない に困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、 指定地域定着支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定すること 当該利用者の意思及び選好並び

5 | 6 |

第二項から第四項までの規定は、前項に規定する地域定着支援台帳の変更について準用する。

(指定地域定着支援の具体的取扱方針)

第四十一条 掲げるところによるものとする。 指定地域定着支援の方針は、 第三十九条に規定する基本方針に基づき、次の各号に

略)

(新設)

四 (略)

(地域定着支援台帳の作成等)

2 第四十二条 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成に当たっては、適切な方法によりアセ

3

スメントを行わなければならない

(新設)

第二項及び第三項の規定は、前項に規定する地域定着支援台帳の変更について準用する。

5 | 4 |

第二条 この省令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、 及び運営に関する基準 (次項において「新指定障害者支援施設基準」という。)第二十四条の二の規定の適用については、 「同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。 同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」

2 この省令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、 ば」と、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。 新指定障害者支援施設基準第二十四条の三の規定の適用については、 同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなけれ

基準(次項において 表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。 この省令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、 「新障害者支援施設基準」という。)第十九条の二の規定の適用については、 第三条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する 同条第二項及び第三項中 「設けなければ」 とあるのは 「設けるよう努めなければ」 ٤ 同条第四項中 公

同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。 この省令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、 新障害者支援施設基準第十九条の三の規定の適用については、 同条第一項中 「選任しなければ」とあるのは 「選任するよう努めなければ」と、